

**「横浜 I R（統合型リゾート）広報関連業務委託」  
に関するプロポーザルに係る提案書評価基準**

評価項目		評価の着目点	配点
業務実施体制	事業主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報・PR、コンテンツ制作、プロモーション活動、パブリシティ活動などにおける十分な専門性を有し、類似業務の実績があるか</li> </ul>	10 点
	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市との十分な連絡調整ができる仕組みや体制等が提案され、円滑な実施が期待できるか</li> <li>・ 市内中小企業である、もしくは、市内中小企業と連携していく取組が考えられているか</li> </ul>	5 点
	ワーク・ライフ・バランスに関する取組等	次の項目を満たしているか <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満のみ加算）</li> <li>・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満の場合のみ加算）</li> <li>・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得</li> <li>・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール）の取得</li> <li>・ 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%を達成している（従業員 45.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 45.5 人未満）</li> </ul>	5 点
提案内容	事業趣旨の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の趣旨、制度、内容等を十分に理解し、戦略的・効果的な広報・PR計画を提案しているか</li> <li>・ 適切な効果測定手法を提案しているか</li> </ul>	20 点
	コンテンツ制作等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンテンツ制作等において、ターゲットに沿った作成方針・手法が提案され、効果的で実現性の高い提案となっているか</li> <li>・ 魅力的で訴求力の高いコンテンツの実現が期待できるか</li> </ul>	20 点
	プロモーション実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ターゲットに沿った広告提出及びデジタルプロモーションが盛り込まれ、効果的で実現性の高い提案となっているか</li> <li>・ 提案した媒体・メッセージがターゲットとの関係性において、論理的に説明されているか</li> <li>・ 事業スケジュールや他の広報活動、パブリシティ活動との連動が盛り込まれ、高い効果が期待できるか</li> </ul>	20 点
	パブリシティ獲得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ターゲットに沿った効果的なパブリシティ活動が提案されているか</li> <li>・ パブリシティが獲得できる戦略がたてられ、実現性の高い提案となっているか</li> </ul>	20 点
合 計			100 点

- 1 評価はA～Eの5段階評価とする。（「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」を除く。）
  - A 特に優れている
  - B 優れている
  - C 普通
  - D やや不十分である
  - E 不十分である
- 2 評価点について、次のように配点を行う。  
配点にA = 5/5、B = 4/5、C = 3/5、D = 2/5、E = 1/5を乗じて算出する。
- 3 「ワーク・ライフ・バランスに関する取組等」の評価については、表1の「評価の着目点」に記載した項目について1つ満たすごとに1点を加算する。
- 4 各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を受託候補者とする。  
なお、提案者が1者の場合は、評価委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を受託候補者とする。
- 5 評価点について最上位の者が2社以上同点となった場合は、評価委員会にて採択を行い、最上位を決定する。